

(意見書案第14号)

家電リサイクル法見直しに関する意見書

平成13年4月から本格施行された特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）には、施行後5年を経過した段階で検討を加え、必要な措置を講じることが定められ、現在、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会においては、制度の見直しに向けた審議が進められ、本年秋ごろには、最終的な取りまとめを行うこととされている。

法施行後5年が経過した今日、制度の定着とともに廃棄物の減量化及び再生資源の有効利用には一定の成果があったものと考えている。

しかしながら現行法制度の下では、不法投棄は後を絶たず、地方自治体は投棄された廃家電の処理のために相当の負担を強いられている状況にある。

平成23年7月のテレビ放送の地上デジタル化完全移行を控え、テレビの買い換え需要は今後一層高まることが予想され、これを機にテレビを中心とした不法投棄の大幅な増加も懸念されるところである。

よって、国においては、家電リサイクル法の見直しに当たり、下記事項の実現を図るよう強く要望する。

記

- 1 リサイクル料金前払い制度の導入等不法投棄防止のための抜本的対策を講じること。
- 2 地方自治体が回収した不法投棄物については、無償で製造業者が引き取る等の措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月26日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
環境大臣
経済産業大臣

宛